

令和 6 年 2 月採用 基山町 臨時的任用職員（保健師）を募集します

問 申 総務課 行政係 ☎ 92-7915 〒 841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地（役場 3 階）

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

採用候補者名簿登録について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。採用候補者名簿登録の有効期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。

▽登録予定人員 保健師 1 人

採用について

▽採用予定区分 保健師（1 人）

▽任用期間 令和 6 年 2 月 1 日～7 月 31 日（6 か月間）※任用期間は更新する場合があります

▽受験資格 保健師の資格を有し、パソコン（ワープロ及び表計算ソフト）の操作ができること

▽勤務時間・休暇等 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩時間は正午～午後 1 時）
※業務の都合により時間外勤務や休日出勤もあり
※年次有給休暇等の諸休暇あり

▽給料 ・月額 162,100 円を基準に、経歴によりこの額以上になることがあります（上限は月額 213,200 円）
・期末勤勉手当、時間外勤務手当のほか、通勤手当・住居手当・退職手当等の諸手当（該当者のみ）あり

▽勤務先 基山町役場

▽その他 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の被保険者になります。

▽申込書の請求方法 申込書・採用試験実施要綱は、総務課で配布または町ホームページからダウンロードできます。
（郵便で請求する場合は、封筒の表に『臨時的任用職員採用試験申込書請求』と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4 サイズが入る大きさ）に、120 円切手を必ず貼って同封してください）

▽申込書の提出方法 申込書（6 か月以内に撮影した本人の写真を貼付）に必要事項を記入し、総務課へ提出
（郵送で申込みの場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用申込み」と朱書きしてください）

▽申込期限 1 月 10 日（水）まで ※郵送の場合は、1 月 10 日（水）必着
土・日曜日、祝日を除く平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

▽試験について 1 月 17 日（水）午前 9 時 30 分～ 基山町役場 3 階会議室
内容：面接試験、作文試験、適性検査、パソコン操作試験

詳細は町ホームページから



内閣府からのお知らせ

重要土地等調査法による注視区域の指定について

問 内閣府 重要土地等調査法コールセンター ☎ 0570-001-125

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」では、防衛関係施設等の周囲おおむね 1,000m の区域及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされています。

令和 5 年 12 月 11 日に、基山町内の一部の区域が注視区域として指定され、令和 6 年 1 月 15 日から施行される予定です。施行日後は、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設の機能を阻害する行為を防止するため、内閣府が必要な調査を行います。

注視区域 小郡駐屯地を中心とした周囲おおむね 1,000 メートルの区域

詳しい情報は

内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>
または「内閣府 重要土地」で検索



内閣府 重要土地等調査法コールセンター

☎ 0570-001-125

平日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分